政令第　　号

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（国庫納付金の帰属する会計）

第十条　法第五十条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2　法第五十条第二号及び第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、一般会計に帰属させるものとする。

3　法第五十条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第五十一条第三項に規定する残余の額を財政投融資特別会計の投資勘定からの出資（同号に掲げる業務に係るものに限る。次項に

おいて同じ。）の額又はエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの出資（法第四十七条第一項第十三号に規定する施設又は設備の現物出資を含む。第五項において同じ。）の額に応じて按分した額を、それぞれ財政投融資特別会計の投資勘定又はエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属させるものとする。

4　前項の財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額は、法第五十一条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における同勘定からの出資の額（同日後当該中期目標の期間中に同勘定から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を加えた額）とする。

5　第三項のエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの出資の額は、法第五十一条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における同勘定からの出資の額（同日後当該中期目標の期間中に同勘定から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を加えた額）とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

理　由

独立行政法人情報処理推進機構が行う出資等の業務に係る勘定における国庫納付金の帰属する会計を改める必要があるからである。